

議案第29号

大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第23条第1項中「保育士」の次に「(千葉県に区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の見出しの改正規定及び同条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）並びに第23条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。